

## ○東京農業大学第三高等学校学則

制 定 昭和 60 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** 本校は，創設者榎本武揚の建学の精神にのっとり，中学校教育を終えた者に対し，知情意三位一体の実学教育により生徒の自主性をのばし，誠実にして，かつ，行動力を持つ人物を養成するため，高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

**第 2 条** 本校は，東京農業大学第三高等学校と称する。

(位置)

**第 3 条** 本校は，埼玉県東松山市大字松山 1400—1 に置く。

### 第 2 章 課程の組織及び収容定員

(課程)

**第 4 条** 本校の課程及び収容定員は，次のとおりとする。

全日制課程 普通科 1,200 名 (共学)

### 第 3 章 修業年限，学年，学期及び休業日等

(修業年限)

**第 5 条** 本校の修業年限は，3 年とする。

(学年)

**第 6 条** 学年は，4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

**第 7 条** 学年を分けて，次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日，臨時授業及び臨時休業)

**第 8 条** 休業日は，次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

(5) 学年末休業 3 月 23 日から 3 月 31 日まで

(6) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(7) 学校法人の創立記念日 3 月 6 日

(8) 本校の創立記念日 2 月 12 日

(9) 埼玉県民の日 11月14日

- 2 前項に掲げる休業日においても，教育上必要があり，かつ，やむを得ない事情があるときは，臨時に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があるとき，もしくは教育の実施上特別の事情があるときは，臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学，退学，転学及び休学等

(入学資格)

**第9条** 本校に入学することができるものは，身体強健，品行方正，意志堅固にして次の各号の一つに該当し，入学試験に合格した者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

**第10条** 入学志願者は，本校所定の入学志願書等その他の必要な書類に入学検定料をそえ，願い出なければならない。

(入学許可)

**第11条** 入学の許可は，入学試験を行い校長がこれを行う。

(入学手続)

**第12条** 入学を許可された者は，保護者を定め，本校所定の誓約書その他の書類に入学金，施設設備資金をそえ，指定の期日までに手続きをしなければならない。

- 2 前項に定める手続きが指定の期日までに行われなるときは，入学許可を取り消すことがある。

(転学)

**第13条** 他の高等学校から本校に転学を志望する者があるときは，試験を行い校長が転学を許可することがある。

- 2 本校から他の高等学校へ転学を志望するときは，保護者は，所定の書類にその理由を明記し，願い出て校長の許可を受けなければならない。

**第13条の2** 本校から国外へ留学を希望するときは，保護者は，所定の書類にその理由を明記し，願い出て校長の許可を受けなければならない。

(退学)

**第14条** 退学しようとするときは，保護者は，所定の書類にその理由を明記し，願い出て校長の許可を受けなければならない。

(欠席)

**第15条** 生徒が病気その他やむを得ない理由により遅刻，早退，欠席するときは，保護者は，その理由を明記し，届け出なければならない。

- 2 前項の欠席が1週間以上にわたる場合は，医師の診断書等を添付するものとする。

(休学)

**第16条** 生徒が病気その他やむを得ない理由により1カ月以上出席することができなくて休学を希望するときは，保護者は，所定の書類にその理由を明記し，その他の必要書類をそえ，願い出て校長の許可を受けなければならない。

(復学)

**第17条** 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ、願い出て校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

**第18条** 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し校長が出席停止を命ずることがある。

(忌引)

**第19条** 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

## 第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

**第20条** 本校の教育課程は、教科及び各教科以外の特別活動並びに学校行事等により編成することとし、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

**第21条** 各学年の課程の修了は、生徒の平素の性行、学習態度及び試験成績を総合して評価し、学年末において校長が認定する。

(卒業)

**第22条** 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、校長が卒業証書を授与する。

(原級留置)

**第23条** 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

**第24条** 本校に次の各号の職員を置く。

- (1) 校長 1人
  - (2) 教頭 1人
  - (3) 教諭 45人以上
  - (4) 養護教諭 1人
  - (5) 司書教諭 1人
  - (6) 講師 11人以上
  - (7) 事務室長 1人
  - (8) 事務職員 6人以上
  - (9) 学校医 1人
  - (10) 学校歯科医 1人
  - (11) 学校薬剤師 1人
- 2 前項に規定する職員のほか、必要に応じ副校長を置くことができる。
  - 3 校長は、理事長の命を受け、校務一切の責に任ずる。
  - 4 教頭は、校長を助け、教務を総括する。
  - 5 事務室長は、校長を助け、事務を総括する。
  - 6 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 学費等

(入学検定料)

**第25条** 入学検定料は，25,000円とする。

(入学金)

**第26条** 入学金は，228,000円とする。

(施設設備資金)

**第27条** 施設設備資金は，各年次120,000円とする。

(授業料)

**第28条** 授業料は，372,000円(年額)とする。

(維持費)

**第28条の2** 維持費は，78,000円(年額)とする。

(実験・教材費)

**第28条の3** 実験・教材費は，60,000円(年額)とする。

(納付)

**第29条** 生徒が在籍中は，出席の有無にかかわらず，授業料その他の納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

2 校長は，正当な理由がなく，かつ，所定の手続きを行わずに授業料を3カ月以上滞納し，その後においても納付の見込みがないときは，退学を命ずることがある。

3 すでに納付した学費等は，理由のいかんを問わず，一切返還しない。ただし，特別の事情がある場合は，別に定めるところにより，授業料及び実験・教材費の全部又は一部を返還することがある。

4 休学したときは，休学期間中の授業料の半額及び実験・教材費を免除する。ただし，月の途中において休学または復学する場合は，その月の授業料及び実験・教材費を納付しなければならない。

5 退学または転学したときは，その日の属する月の翌月以降分の授業料を返還する。

## 第8章 生徒心得

(生徒心得)

**第30条** 生徒心得は，学校で定める。

2 生徒は別に定める生徒心得を守らなければならない。

## 第9章 賞罰

(ほう賞)

**第31条** 成績，性行ともにすぐれ他の模範となる者及び皆勤者並びに精勤者は，ほう賞することがある。

(懲戒)

**第32条** 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず，その本分にもとる行為のあったときは，懲戒処分を行う。

2 懲戒は，注意，訓告，謹慎，停学及び退学とし，校長がこれを行う。

3 前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

### 第10章 保護者

(保護者)

**第33条** 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 両親、親権者、後見人
  - (2) 独立の生計を営む兄弟、縁故ある者
  - (3) 独立の生計を営む成人者
- 2 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力し、教育の成果を挙げることに努めるものとする。
- 3 保護者が転籍、転居又は氏名等を変更したとき、その他一身上の変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。
- 4 前項の変動が死亡又は失そう等の場合は、改めて定めなければならない。

### 第11章 雑則

(雑則)

**第34条** この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 本校の全日制課程普通科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず昭和61年度から平成4年度までの間次のとおりとする。

年度	第1学年	第2学年	第3学年	合計
昭和61年度	500人	350人		850人
昭和62年度	500人	500人	350人	1350人
昭和63年度から 平成2年度まで	500人	500人	500人	1500人
平成3年度	350人	500人	500人	1350人
平成4年度	350人	350人	500人	1200人

- 3 教諭、実習助手、講師及び事務職員の数については、第24条第1項の規定にかかわらず昭和61年度から平成4年度までの間次の表のとおりとする。

年度	教諭の数	実習助手の数	講師の数	事務職員の数
昭和61年度	29人	3人	11人	6人
昭和62年度	46人	5人	17人	7人
昭和63年度から 平成2年度まで	50人	5人	20人	7人
平成3年度	46人	5人	17人	7人
平成4年度	42人	4人	14人	6人

#### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則

高等学校，中学校，小学校  
東京農業大学第三高等学校学則

この学則は，平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成3年4月1日から施行する。
- 2 本校の全日制課程普通科の収容定員は，第4条の規定にかかわらず平成3年度から平成5年度までの間次のとおりとする。

年度 学年	平成3年	平成4年	平成5年
第1学年	450人	400人	400人
第2学年	500人	450人	400人
第3学年	500人	500人	450人
合計	1,450人	1,350人	1,250人

附 則

- 1 この改正学則は，平成3年10月25日から施行し，同年10月1日から適用する。ただし，第28条第1項の改正規定については，平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年10月1日から平成4年3月31日までの間における第26条の入学金については，同条中「230,000円」とあるのは，「200,000円」とし，第28条の2の維持費については，同条中「20,000円」とあるのは，「10,000円」とする。

附 則

この学則は，平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成7年4月1日から施行する。ただし，第25条の改正規定は，平成6年12月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学生については，「第28条の2」の改正規定を除き，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

この学則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。

2 平成 19 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

**附 則**

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

**附 則**

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

**附 則**

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

